

2. 農林水産関係補助金に係る統合補助事業の拡充 ～地方分権の着実な推進～

1. 趣旨

- (1) 農林水産関係の補助事業は、食料の安定供給の確保、都市と農山漁村の共生・対流を通じた地方の活性化等の政策目的を達成するため、国が財政面で積極的に支援することにより政策誘導を行うもの。
- (2) 他方、地方分権の観点から、農林水産省としては、このような補助事業の中で、いわゆる箇所付け等について、地方公共団体に裁量的に行わせることが適当なものについて、平成12年度から公共事業について統合補助事業の導入を進めてきたところであるが、平成14年度から、非公共事業についても、農山漁村の活性化等を図るための施設整備事業について、原則として、一斉に統合補助事業を導入。

2. 平成14年度予算において新規・拡充される統合補助事業

〈非公共〉

- ① 生産振興総合対策（213億円）【新規】
- ② 農業経営対策（231億円）【新規】
- ③ 農村振興対策（70億円）【新規】
- ④ 中山間地域等振興対策（22億円）【新規】
- ⑤ 山村振興等対策（124億円）【新規】
- ⑥ 林業生産流通総合対策（153億円）【新規】
- ⑦ 水産業振興総合対策（66億円）【新規】

〈公共〉

- ① 農業集落排水事業（1,137億円）【新規・拡充】
- ② 治山事業（治山、地すべり施設修繕）（1.5億円）【新規】
- ③ 海岸事業（公有地造成護岸等整備）（1.1億円）【新規】

（上記以外の農村総合整備事業等の継続事業（320億円））

【統合補助事業の基本的な仕組み】

- ア) 各事業の事業計画を基に、国が都道府県毎の配分枠を定める
（注：定めるのは、具体的な箇所ではなく、金額のみ）
- イ) 上記の配分の枠内で、都道府県が自らの裁量により地区別配分を実施
- ウ) 事業計画及び配分枠内で、都道府県が裁量的に地区間の流用を実施